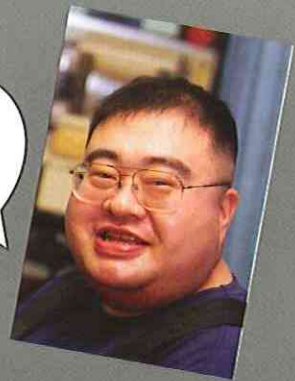


テロ対策っていっても
生活のすみずみまで
見張られるのは
いやだね。



弁護士さんって
相談したら
秘密は守って
くれるよね？

テロを未然に
防ぐって
必要でしょ？



秘密を守ってくれない
弁護士なんて
たよりにならへんで



弁護士に 依頼者密告を 義務づけ？

.....
こんな法律が
.....
つくられようとしています
.....

ゲートキーパー（門番）法は、マネーロンダリング（資金洗浄）等の疑いさえあれば、本当はそうであっても、弁護士が依頼者を「密告」しなければならないという制度です。しかも、「密告」先は、最終的に警察とされています。これでは、市民が安心して弁護士に相談できなくなります。

監視
社会
NO!

ゲートキーパー法に反対する市民集会

2006

12/2 (土)

入場無料

(開場 12:30) 午後1:00~4:00

大阪弁護士会館(新会館)2Fホール

●パネリスト：市民、研究者、弁護士など

主催：大阪弁護士会・近畿弁護士会連合会

連絡先：大阪弁護士会(担当 西村) TEL 06-6364-1227



【交通手段】

・地下鉄・京阪「淀屋橋駅」1番出口より徒歩10分
・地下鉄・京阪「北浜駅」より徒歩7分
・地下鉄「南森町駅」2番出口より徒歩10分

依頼者密告制度に 反対します

大阪弁護士会

こんなことになったら……

わたしの依頼者
ちょっと
あやしいんです

警察へ
ご協力ありがとう
ございます

秘密を守ることこそ弁護士制度の根幹です。弁護士が依頼者の秘密をもらしたり、警察に密告する等ということは、弁護士制度を根底から否定しかねません。

市民が法律の助けを必要としたとき、専門的知識を駆使して市民の権利を守るのが弁護士の使命です。

「テロ対策」という流れがこの国を「監視社会」に変えようとしています。

ゲートキーパー法は、弁護士だけの問題ではなく、市民の権利にかかわる深刻な問題なのです。

目の前に迫ったこの重大な問題を、私たちと一緒に考えてみませんか？